# 地方揮発油譲与税法施行規則 （昭和三十一年総理府令第七号）

#### 第一条（法第二条第一項及び第三条第一項の総務省令で定める道路）

地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三条第一項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する道路とする。

#### 第二条（道路の延長及び面積の算定）

法第二条第六項本文（法第三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（北海道における一般国道、高速自動車国道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつてはその延長に〇・八（市町村道である開発道路にあつては〇・五）を、沖縄県における一般国道、高速自動車国道及び県道にあつてはその延長に〇・四をそれぞれ乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。  
この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

##### ２

前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。  
ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県、市町村又は指定市に変更があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

#### 第三条（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積の補正）

前条の規定によつて算定した道路（法第二条第一項に規定する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に限る。）の延長（以下この条において「道路の延長」という。）及び面積（以下この条において「道路の面積」という。）は、次項から第五項までに規定する方法によつて補正するものとする。

##### ２

道路の延長は、都道府県又は指定市に係る道路の延長（当該道路の延長が前条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の前条に規定する道路の延長）を千メートルで除して得た数値で都道府県にあつては当該都道府県の人口（指定市の人口を除く。第四項において同じ。）を、指定市にあつては当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる都道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ３

道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ４

前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該都道府県又は指定市に係る道路の面積（当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が前条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の前条に規定する道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定した道路の面積）を千平方メートルで除して得た数値で都道府県にあつては当該都道府県の人口を、指定市にあつては当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる都道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ５

第三項の表中の指定区間とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

#### 第四条（市町村道の延長及び面積の補正）

第二条の規定によつて算定した道路（法第三条第一項に規定する市町村道に限る。）の延長（以下本条において「道路の延長」という。）及び面積（以下本条において「道路の面積」という。）は、次項から第五項までに規定する方法によつて補正するものとする。

##### ２

道路の延長は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ３

前項の規定によつて補正された道路の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）に係る道路の延長（当該道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の第二条に規定する道路の延長）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ４

道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

##### ５

前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に当該市町村に係る道路の面積（当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の第二条に規定する道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定した道路の面積）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

#### 第五条（第三条第二項等の人口）

第三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第五項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口による。  
ただし、当該公示のあつた後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口による。

##### ２

市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものの結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の前条第三項及び第五項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

##### ３

市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

#### 第六条（端数計算）

第三条及び第四条の規定により道路の延長又は面積を補正する場合において、第三条第三項の道路の種別ごとの面積の数若しくは第四条第二項及び第四項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数又は第三条第二項から第四項まで若しくは第四条第二項から第五項までの規定により補正された後の数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

#### 第六条の二（自家用の乗用車の台数の算定）

法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

#### 第七条（地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出）

都道府県知事は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料及び地方揮発油譲与税の額の算定に用いる自家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

##### ２

指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

##### ３

市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。

#### 第八条（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

地方揮発油譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。  
この場合において、当該都道府県に係る道路の延長若しくは面積又は自家用の乗用車の台数に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

* 一  
  当該都道府県に係る道路の延長又は面積に錯誤があつた場合  
    
    
  次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税（法第二条第一項の規定により譲与したものに限る。）の額に乗じて得た額
* 二  
  当該都道府県に係る自家用の乗用車の台数に錯誤があつた場合  
    
    
  次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税（法第二条第七項の規定により譲与したものに限る。）の額に乗じて得た額

##### ２

地方揮発油譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。  
この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、前項第一号に規定する算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

##### ３

前二項の場合においては、前二項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前二項の加算すべき額を減額し、及びこれに前二項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する同条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前二項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

##### ４

第一項後段又は第二項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

# 附　則

##### １

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方道路譲与税から適用する。

##### ２

当分の間、第二条の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

##### ３

昭和五十七年度以前の各年度における第二条及び前項の規定による道路（市町村道に限る。）の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

##### ４

沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六十号）第五条第三項の規定は、第三条第五項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口について準用する。

##### ５

福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。  
この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

# 附則（昭和三二年八月二〇日総理府令第五九号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和三三年八月二一日総理府令第七一号）

##### １

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方道路譲与税及び軽油引取税から適用する。

##### ２

昭和三十三年度分の地方道路譲与税に限り、改正後の地方道路譲与税法施行規則第三条第一項第一号中「前年度分」とあるのは「前前年度分」と、「道路の面積」とあるのは「道路の面積（昭和三十一年度分の地方交付税について適用された地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十三条第四項第三号のイの規定による補正に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

# 附則（昭和三四年八月三一日総理府令第五一号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方道路譲与税及び軽油引取税から適用する。

# 附則（昭和三五年七月一日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三五年八月一一日自治省令第一〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和三六年八月二八日自治省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和四〇年八月二六日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和四一年二月一五日自治省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年六月三〇日自治省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和四六年七月五日自治省令第一三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### １０

前項の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和四十七年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和四六年八月三一日自治省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年八月三一日自治省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年八月三一日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方道路譲与税及び石油ガス譲与税から適用する。

# 附則（昭和五一年八月一七日自治省令第二五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条による改正後の地方道路譲与税法施行規則第一条、第二条、第三条、第三条の二、第三条の三、第三条の四、第四条及び第五条の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用する。

# 附則（昭和五三年八月一九日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十三年度分の地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び自動車取得税から適用する。

# 附則（昭和五五年八月六日自治省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十五年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五七年七月二三日自治省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十七年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十六年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五八年一二月一七日自治省令第二九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条、石油ガス譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税から適用する。

# 附則（昭和五九年三月三一日自治省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（地方道路譲与税に関する経過措置）

第一条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則は、昭和五十九年度以後の年度分の地方道路譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（平成五年三月三一日自治省令第一三号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年六月七日総務省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月三一日総務省令第六四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第三条第二項及び同条第三項の規定は、平成十五年度分の地方道路譲与税から適用し、平成十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年九月二七日総務省令第一四一号）

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年四月三〇日総務省令第五七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第七条（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条第一項、第三条及び第七条第一項の規定は、平成二十一年度分の地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年一二月一〇日総務省令第一四一号）

#### 第一条

この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年三月三一日総務省令第三六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 第五条（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則（以下この条において「新譲与税法施行規則」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

##### ２

第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行規則（以下この条において「旧譲与税法施行規則」という。）の規定（旧譲与税法施行規則第八条を除く。）は、改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の規定により譲与するものとされる地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

##### ３

新譲与税法施行規則第八条（同条第三項を除く。）の規定は、改正法附則第十四条第三項の平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税の額の算定について準用する。  
この場合において、新譲与税法施行規則第八条第一項中「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方道路譲与税」と、同条第二項中「法第四条の規定」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下この項において「旧譲与税法」という。）第四条の規定」と、「法第四条の譲与額」とあるのは「旧譲与税法第四条の譲与額」と読み替えるものとする。

# 附則（平成二八年三月三一日総務省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年一一月二九日総務省令第七七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中地方揮発油譲与税法施行規則附則第五項の改正規定及び第二条中自動車重量譲与税法施行規則附則第五項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十一月以後の譲与時期に係る地方揮発油譲与税について適用し、平成二十九年六月までの譲与時期に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

# 附則（平成三〇年三月三一日総務省令第二四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第十六条の五の五第一項第一号の改正規定  
    
    
  平成三十年六月十五日
* 二  
  第八条の二の次に二条を加える改正規定並びに第十六条の二、第十六条の二の二、第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領５及び６の改正規定並びに附則第四条、第五条、第八条及び第九条の規定  
    
    
  平成三十年十月一日
* 三  
  第一条の十の改正規定、附則第二条の四に一項を加える改正規定並びに第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第三項、第四項」の下に「第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。）に限る。）  
    
    
  平成三十一年一月一日
* 四  
  附則第六条に九項を加える改正規定（同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。）及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）」の下に「、第十一条第四十六項」を加える部分に限る。）に限る。）  
    
    
  生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　　号）の施行の日
* 五  
  附則第三条の二の十八の次に一条を加える改正規定及び附則第六条に九項を加える改正規定（同条第九十二項に係る部分に限る。）  
    
    
  都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　　号）の施行の日
* 六  
  第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、同条の前に一条を加える改正規定  
    
    
  成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第　　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
* 七  
  附則第四条の四第十一項、第四条の六の二第十七項第一号ハ、第五条の二第四項及び第八条の三の四第三項の改正規定  
    
    
  エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　　号）の施行の日

# 附則（平成三一年三月二九日総務省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第二条の規定  
    
    
  公布の日
* 二  
  第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七条の二第五項及び第六項」を「第三百十七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。）  
    
    
  令和二年一月一日
* 三  
  第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同条を同令第五条の二の三とし、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一を削り、同令第十条の二の十を同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号ロの改正規定並びに附則第五条の規定及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項（」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。）に限る。）  
    
    
  令和二年四月一日
* 四  
  第一条中地方税法施行規則第十条の二の三第二項第二号の改正規定  
    
    
  令和四年一月一日
* 五  
  第三条の規定  
    
    
  令和十六年四月一日

# 附則（令和元年七月五日総務省令第二三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一一月二八日総務省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年二月二六日総務省令第一三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第二条中自動車重量譲与税法施行規則第四条及び第五条の改正規定  
    
    
  公布の日
* 二  
  第一条中地方揮発油譲与税法施行規則第七条及び第八条の改正規定  
    
    
  令和十六年四月一日